

職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成7年枚方市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「前項の」を削り、同項を同条第4項とし、同条第1項第1号中「（短期任用の会計年度任用職員を除く。）」を削り、同号イ中「病氣」を「疾病」に改め、同号ロ中「病氣」を「疾病」に改め、「あつては、」の次に「1の年度において」を加え、同項第2号中「別表第6」を「1の年度において別表第6」に改め、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 前項第1号ロ又は第2号の規定により職員の疾病による病氣休暇の期間を定める場合において、当該疾病と同一の疾病（当該疾病と同一性が認められる疾病を含む。以下この項において同じ。）による病氣休暇又は第18条の2の規定による勤務しない場合の特例の期間の末日の翌日から起算して6月間（当該疾病と同一の疾病により地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第1号に該当して休職となった職員にあつては、当該休職の期間の末日の翌日から起算して1年間）を経過しないときにおける当該疾病による病氣休暇の期間は、当該疾病と同一の疾病による直前の病氣休暇の期間（当該期間がこの項の規定により通算されたものである場合にあつては、当該通算した後の病氣休暇の期間）を通算するものとして前項第1号ロ又は第2号の規定を適用する。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 当該疾病ががん登録等の推進に関する法律施行令（平成27年政令第323号）第1条に規定する疾病又はこれに類するものとして長期の療養を要すると任命権者が認める疾病である場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、特別の事情があると任命権者が認める場合
第17条に第1項として次の1項を加える。

条例第13条の規則で定める者は、短期任用の会計年度任用職員とする。

別表第8の1の表通年任用の会計年度任用職員等（1週間の勤務日数が1日以上である者又は週以外の期間によって勤務日数が定められる者で、1年間の勤務日数が48日以上であるものに限る。）が負傷又は疾病（臨時的任用職員にあつては、公務上又は通勤によるものを除く。）のため療養する必要がある場合の項期間の欄中「引き続き病氣休暇の期間と通算して3月」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間」に、「又は病氣」を「又は疾病」に改め、同欄に次の各号を加える。

(1) 疾病のため療養する必要がある場合（次号に該当する場合を除く。） イ及びロを通算して3月

イ 当該疾病と同一の疾病（当該疾病と同一性が認められる疾病を含む。以下この号において同じ。）による病氣休暇の期間の末日の翌日から起算して6月（同一の疾病により地方公務員法第28条第2項第1号に該当して休職となった通年任用の会計年度任用職員等にあつては、当該休職の期間の末日の翌日から起算して1年。ロにおいて同じ。）を経過しないときの直前の当該病氣休暇の期間（当該期間が第17条第3項の規定により通算されたものである

場合にあつては、当該通算した後の病気休暇の期間)

- ロ 当該疾病と同一の疾病によりこの項の規定に該当して勤務しなかった期間（以下このロにおいて「勤務しなかった期間」という。）の末日の翌日から起算して6月を経過しないときの直前の勤務しなかった期間（当該勤務しなかった期間がこの項の規定により通算されたものである場合にあつては、当該通算した後の勤務しなかった期間）
- (2) 負傷のため療養する必要がある場合又は第17条第3項第1号若しくは第2号に該当する場合引き続き病気休暇の期間と通算して3月

附 則 [令和4年3月31日公布]

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則第17条の規定により病気休暇（その期間の末日が令和4年3月30日以前であるものに限る。）を取得した職員又は同規則第18条の2に規定する勤務しない場合の特例（その期間の末日が同日以前であるものに限る。）の適用を受けた職員（当該勤務しない場合の特例の期間から引き続いて地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第1号に該当して休職となった職員で、この規則の施行の日の前日において当該休職から復職していないものを除く。）で、次項に規定する職員以外のものについての改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第17条第3項及び別表第8の1の表通年任用の会計年度任用職員等（1週間の勤務日数が1日以上である者又は週以外の期間によって勤務日数が定められる者で、1年間の勤務日数が48日以上であるものに限る。）が負傷又は疾病（臨時的任用職員にあつては、公務上又は通勤によるものを除く。）のため療養する必要がある場合の項期間の欄の規定の適用については、同条第3項中「直前の病気休暇」とあるのは「直前の病気休暇（その期間の末日が令和4年3月30日以前であるものを除く。）」と、同欄第1号イ中「当該病気休暇」とあるのは「当該病気休暇（その期間の末日が同日以前であるものを除く。）」と、同号ロ中「直前の勤務しなかった期間」とあるのは「直前の勤務しなかった期間（その期間の末日が同日以前であるものを除く。）」と読み替えるものとする。
- 3 この規則の施行の日の前日に現に職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則第17条の規定により病気休暇を取得している職員又は同規則第18条の2の規定により勤務しない場合の特例の適用を受けている職員についての新規則第17条第3項及び別表第8の1の表通年任用の会計年度任用職員等（1週間の勤務日数が1日以上である者又は週以外の期間によって勤務日数が定められる者で、1年間の勤務日数が48日以上であるものに限る。）が負傷又は疾病（臨時的任用職員にあつては、公務上又は通勤によるものを除く。）のため療養する必要がある場合の項期間の欄の規定の適用については、同条第3項中「直前の病気休暇の期間（当該期間がこの項の規定により通算されたものである場合にあつては、当該通算した後の病気休暇の期間）」とあるのは「直前の病気休暇の期間」と、同欄第1号イ中「当該病気休暇の期間（当該期間が第17条第3項の規定により通算されたものである場合にあつては、当該通算した後の病気休暇の期間）」とあるのは「当該病気休暇の期間」と、同号ロ中「直前の勤務しなかった期間（当該勤務しなかった期間がこの項の規定により通算されたものである場合にあつては、当該通算した後の勤務しなかった

期間)」とあるのは「直前の勤務しなかった期間」と読み替えるものとする。